

労働契約法および最低賃金法の衆院での密室協議による修正に抗議し、参院での抜本修正を求める

1 衆議院厚生労働委員会は、本年11月7日、「最低賃金法の一部を改正する法律案」と「労働契約法案」の与党・民主党共同修正案を採決し、8日、衆院本会議で両法案が可決され、参議院に送られた。

「自由競争」を前面に打ち出した「構造改革」路線によりもたらされた「ワーキング・プア」や「格差社会」の是正を求める世論の批判を受けて、夏の参院選挙では与党が大敗した。この参院選で、「格差是正」を掲げて大勝した民主党は、臨時国会にのぞむにあたり、与党との対決路線をかかげ、密室協議には応じず公開の場で正々堂々討論をおこなうとの方針を打ち出し、労働契約法、最低賃金法のいずれについても独自の対案を提出していた。この民主党の対案は、同党を大勝させた国民の期待に一定程度こたえる内容であったが、民主党は、この対案をすぐに撤回してしまった。そして、与党と民主党は、公開の場ではなく、水面下で協議をおこない、共同で修正案を提案し、この修正案についてほとんど審議をしないまま賛成多数で可決させた。

2 国民の大多数を占める労働者にとって重要な法案が、参考人招致もされず、与党と民主党による密室協議で固めて、委員会審議をほとんどしないまま可決まで進められたことは、民主的な国会運営からはかけ離れた異常なものといわざるをえない。とりわけ、民主党が、自ら掲げた対案をおろし、臨時国会開始前の自らの方針に反して、与党との非公開の場での修正協議をおこなったことは、投票をした国民の期待に反するものである。自由法曹団は、自ら掲げていたことも反故にして与党と民主党のみの密室協議で共同修正をはかり両法案を可決させた非民主主義的やり方に対し、まず厳重に抗議するものである。

3 最低賃金法の共同修正案は、最低賃金の決定原則に「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と書き加えたほか、罰則規定を強化するなどした。

しかし、衆院での審議において、厚生労働省は、保護水準が引き下がる可能性や、これとあわせて最低賃金が引き下がる可能性も否定をしない答弁をした。これでは、生活保護行政との整合性に配慮するとしても、生活保護の水準自体を引き下げればまったく意味のないことになる。

この点、民主党が提出した対案は、生活のできる最低賃金の実現を求める労働者の要求をふまえて「労働者及びその家族の生計費を基本として」定めるとし、「全国最低賃金制度」を提起するなど前進面があったが、共同修正案では、この前進面がかなぐり捨てられており、甚だ遺憾というほかない。

4 労働契約法の修正案は、労働契約の原則として、政府原案に、「就業の実態に応じて、均衡を考慮」するとか、「仕事と生活の調和にも配慮」すべきことを付け足した。

しかし、もともとこの労働契約法にかけられていた期待は、非正規雇用における劣悪な労働条件を改善し、貧困の打開と、人間らしい労働条件を実現するルールを整備することにあった。自由法曹団は、こうした観点から、提案された労働契約法案は極めて不十分なものであると批判してきた。民主党が提出していた対案は、不安定な有期雇用を制限し（38条）、募集時の労働条件を採用時に変更することを規制し（6条）、試用期間の上限を定め（12条）、転勤の際の使用者の一般的な配慮義務を定め（27条）、いわゆる整理解雇の4要件を明示する（35条）など、労働者の地位向上に役立つ可能性のあるものであった。ところが、共同修正案には、これらの改善点がいっさい盛り込まれていない。これは、労働者の地位向上にとって甚だ不十分である。

また、判例法理の立法化と称して盛り込まれた就業規則による労働条件の変更のルールは、労使対等決定原則に反して使用者において一方的に労働条件を変更することを法律が認めるものであり、自由法曹団は削除すべきであると主張してきた。今回の共同修正案では、この点は全く変更されておらず、使用者による労働条件の一方的切り下げに悪用されるおそれがある。

5 このように、密室協議の成果物である共同修正案は、参院選挙で示された国民の期待に沿うものとは言えない。

自由法曹団は、労働契約法案および最低賃金法案について、参院で徹底した審議をおこない、極めて不十分な共同修正案を、抜本的に修正することを求める。

2007年11月17日

自由法曹団常任幹事会